

役員及び評議員の
報酬等並びに費用
弁償に関する規程

社会福祉法人 ふくじゅの森

社会福祉法人ふくじゅの森 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふくじゅの森（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対して支給する報酬等は、理事会、評議員会等職務執行の対価として支給する。

- 2 第1項の規定に係わらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間25万円以内とする。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員に対する報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給日及び支払方法)

第5条 常勤役員の報酬等の支払日及び支払方法は、この法人の職員給与規程を準用する。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等の支払い方法については、各年度の第1回理事会及び定時評議員会終了後14日以内に本人の同意を得て、指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、理事会及び評議員会に出席したその都度、別記3「役員及び評議員の費用弁償」に定める額とし当日支給するものとする。ただし、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（公表）

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 6月17日（定時評議員会の議決日）から施行する。

附則

この規程は、令和 2年 7月 6日（定時評議員会の議決日）から施行する。